

特集にあたって[†]

伊藤 誠*

1. はじめに

本特集は、2014年12月に開催された「安全・安心のための管理技術と社会環境」ワークショップの講演をもとにしている。そこでのトピックは「行政による規制と事業者による自律的マネジメント」であり、年末の押し迫った時期であったにもかかわらず、大勢の方にご参加いただくことができた。あらためてお礼を申し上げたい。

本ワークショップについては、すでに報告書^[1]が発行されているので、より詳しい情報を知りたい人はそちらを参考にされたい。本企画は、このワークショップ実施から1年がたち、あらためて行政による規制と事業者による自律的マネジメントを考えてみる機会にしようという提案をした次第である。本特集の記事の読み方には様々なアプローチがあるものと考えられるが、僭越ながら、筆者の視点に基づいて、それぞれの記事の読みどころをご紹介してみたいと思う。

2. 宮越 直樹(三菱重工業)「原子力発電所の安全確保における品質保証の役割」

本稿では、原子力発電、とくに東京電力福島原発事故について、品質保証の観点から論じている。この中で、原子力の安全に関して責務をどう分担するかについて興味深い視点を提供している。すなわち、民間企業が事業として行うことであるから、「原子力の安全確保の一義的責任は事業者にある」。事業者の論理では、注力すべきものとそうでないものとに分けられ

ることとなるが、注力すべきでないとは分類されたものが本当に無視してよいものかということ、実はそうではない場合があるというのが福島原発で示されている。これは自主保安の限界といえる。これは、事業者だけでなく関係する組織がどう原子力安全に関与すべきかについて、重要な指摘といえよう。

また、専門性の確保の重要性を指摘するとともに、「今いる専門家をいかに有効に活用するかを真剣に考えなければならない」と述べている。これは、今日原子力業界で起こっている様々な事柄に対して、重要な指摘を与えているように思われる。

3. 岡本満喜子(長岡技術科学大学)「運輸安全マネジメント制度と事業者による安全管理」

本稿では、運輸分野における特徴的な取組である「運輸安全マネジメント」について、その経緯と現状、問題点について説明している。著者の岡本氏は、本制度に深くかかわった経験があることから、深い知識に裏付けられたわかりやすい解説となっている。

運輸安全マネジメントは、国が旗を振って立ち上げた制度であるものの、その運用においては、事業者の自主性を重んじ、自発的な改善を国が支援するという形をとっている。国の関与と事業者の自主保安とがうまく融合した一つの形と言えよう。ほかの分野の方々にとっても大変参考になる制度と考えられる。

蛇足ながら、運輸安全マネジメント制度の立ち上げに当たっては、日本品質管理学会に関係する有識者の尽力によるところが大きいということを付言しておきたい。

[†]平成27年11月30日 受付

*筑波大学

連絡先：〒305-8573 茨城県つくば市天王台1-1-1(勤務先)

4. 永井 庸次(ひたちなか総合病院)「医療分野における規制・第三者評価とプロセス改善活動」

本稿では、医療文化にフォーカスして、規制と自主的保安(プロセス改善活動)にまつわる諸問題を論じている。

医療のように労働集約型の分野においては、現場の職員の働きぶりによって安全を確保するという面が、本特集における他の分野と比べても色濃いように思われる。様々な職種の人たちが相互に関連しあう複雑さがあるというところが、医療における安全確保の難しさであろう。本稿では、規制も含む様々な矛盾・困難の中で医療安全を改善していくための様々な取組(データウェアハウスの構築など)を紹介しており、労働集約型の他産業をはじめ、様々な分野に有益な知見を提供している。

5. 加藤進弘, 鈴木和幸(電気通信大学)「バックフィットとリスク管理者・リスクオーナーの役割」

本稿では、東日本大震災以降急速に注目を浴びようになった、いわゆる『バックフィット』について、体系的な視点で整理するとともに、リスク管理を品質保証体系にどう組み込むかについての考察を与えている。

素人的発想として、既存の設備であれなんであれ、問題が発生したら改善したらいいじゃないかと思いたくるところであるが、本稿では日本の法体系にも言及することによってバックフィットの本質的なむずかしさを指摘している。この点において、本稿は他に類例のない、特色のある記事となっている。

6. 首藤 由紀(社会安全研究所)「ルール不遵守に起因する事故を防ぐ上での行政による規制と事業者による自律的マネジメントのあり方」

本稿では、作業者がルールを守らない問題について、そのメカニズムをヒューマンファクターズの観点から説明するとともに、ルール不遵守を防止するための規制と自主保安のあるべき姿を示している。

こうしたヒューマンファクターの分析は安全性、信頼性にかかわる組織のマネジメントにとって非常に重要な役割を果たすはずであると考えられるが、筆者の見るところ、組織の品質保証体系に明示的に組み込むことにはまだ成功していないように思われる。本稿は、品質管理学とヒューマンファクターズの融合の一助となるものと期待される。

7. 木村 浩(パブリック・アウトリーチ)「安全・安心な社会の確立に向けて」

本稿では、安全・安心な社会の確立をめざし、ステークホルダーとの協働によるリスクコミュニケーション、リスクガバナンスの重要性を指摘している。

ある意味では、信頼に基づいたリスク対応は、十分なリスクコミュニケーションに基づいたものであるもので、万一の事態が発生したとしても、レジリエント性が高いであろうことが指摘されている。他方、安心に基づいたリスク対応は、ステークホルダーを裏切った際に課される制裁を前提としていることから、万一の事態においてはレジリエント性が高くないだろうことが指摘されている。興味深い視点である。

参考文献

- [1] NV 研究所(2015)：“第15回 行政による規制と事業者による自律的マネジメント 報告書”。